

# 山梨県公報

第一千六百号

平成二十八年

四月二十八日

木 曜 日

## 目次

告示

建築基準法に基づく道路位置指定……………三六三

建築基準法に基づく道路位置指定……………三六三

建築基準法に基づく道路位置指定……………三六三

## 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請……………三六四

指定施設要件変更保安林の所在不分明通知(七件)……………三六四

農用地利用配分計画の認可……………三七二

土地改良区役員の退任及び就任……………三七四

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(六件)……………三七六

基本測量の終了(二件)……………三七七

開発行為に関する工事の完了について……………三七七

使用料の収納事務の委託……………三七七

教育委員会……………三七七

落札者の決定について(二件)……………三七八

人事委員会……………三七八

平成二十八年度山梨県職員採用試験(大学卒業程度)の実施について……………三七八

監査の結果に基づく措置状況……………三八五

公安委員会……………三八五

一般競争入札について(三件)……………四一一

## 告 示

**山梨県告示第百六十七号**

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所

(峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年四月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定の年月日

平成二十八年四月二十八日

二 指定道路の位置

甲斐市龍地字北浦五三九〇番四

三 指定道路の幅員

最大幅員五・七五メートル 最小幅員五・〇三メートル

四 指定道路の延長

二十九・八七メートル

### 山梨県告示第百六十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所(峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年四月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定の年月日

平成二十八年四月二十八日

二 指定道路の位置

南アルプス市下宮地字本郷三十七番三、三十七番四、三十七番十一、三十八番四

三 指定道路の幅員

六・〇メートル

四 指定道路の延長

三十一・五一メートル

### 山梨県告示第百六十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年四月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定の年月日

- 平成二十八年四月二十八日
- 二 指定道路の位置  
笛吹市石和町河内字宮窪五百五十一番八
- 三 指定道路の幅員  
六・〇メートル
- 四 指定道路の延長  
三十一・八〇メートル

## 公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請  
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年四月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 申請のあつた年月日 平成二十八年四月十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 1 名称 特定非営利活動法人ラクーダ
  - 2 代表者の氏名 関戸 元彦
  - 3 主たる事務所の所在地 山梨県上野原市秋山五千五百八十七番地
  - 4 定款に記載された目的  
この法人は、社会的弱者、特に高齢者及び障害者を含む広く一般市民を対象とした看護、介護等の社会福祉に関する事業を行い、馴染みのある地域で安心して暮らせる社会環境の実現に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十八年四月二十日から同年六月十九日まで

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を早川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十八年四月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方	
指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡早川町塩之上字屋根下一四六九	望月光子
南巨摩郡早川町塩之上字外長坂一五九八、一五九九	望月喬
南巨摩郡早川町塩之上字栗山一四三五の二	川口うめの
南巨摩郡早川町京ヶ島字上ノ山一二五八	京島永安
南巨摩郡早川町笹走字深沢八六六	望月融
南巨摩郡早川町笹走字深沢八六七	望月繁
南巨摩郡早川町初鹿島字枇杷草利一二三三	望月勇
南巨摩郡早川町小縄字中谷一〇〇一	小林源真、天野大吉
南巨摩郡早川町新倉字茂倉一〇六三、一〇六四	望月義郎
南巨摩郡早川町新倉字茂倉一〇六七、一〇六八の一	深沢源徳
南巨摩郡早川町赤沢字故城一〇四二	望月金吾
南巨摩郡早川町保字登須良峰一二六一	望月勝保
南巨摩郡早川町保字登須良峰一二六五	望月信雄
南巨摩郡早川町葉袋字沢上一二二六、字白狐一五〇二	大野直重
南巨摩郡早川町葉袋字白狐一五〇六	水野良子

南巨摩郡早川町笹走字深沢八六八

遠藤正三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

早川町（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

早川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十八年三月十七日農林水産省告示第八百十号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三  
条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定  
により、通知の内容を早川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十八年四月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡早川町雨畑字ライセ一七二の一	望月きみ
南巨摩郡早川町雨畑字大久保山四八九の一、四九〇、 四九一	梅速勇

南巨摩郡早川町赤沢字高草里九三二、字野際一一一  
四 天野大吉

南巨摩郡早川町赤沢字野際一一〇〇、一一〇一、一  
一〇三 望月鶴治郎

南巨摩郡早川町赤沢字野際一一一 望月とみ

南巨摩郡早川町赤沢字野際一一二 望月勝義

南巨摩郡早川町早川字シッコ山一八三二 早川土東司、早川豊治、望月  
正司

南巨摩郡早川町早川字シッコ山一八二九の八、一八  
二九の内三 桂原佐治郎

南巨摩郡早川町早川字古次古一九二、一九三の  
三 望月みつゑ、望月正樹

南巨摩郡早川町早川字古次古一九三の三 望月正司、秋山幸一、大倉忠  
信、桂原満子、佐野孝、早川  
茂、早川土東司、早川大八郎、  
早川忠雄、早川廣、深沢一彦、  
深沢喜雄、深沢保、望月親信、  
望月清勇、保坂孝則、大倉勝  
範、早川一誠

南巨摩郡早川町早川字古次古一九〇九の五 大倉勝範

南巨摩郡早川町早川字古次古一九三の二、一九  
三の内三 早川一誠

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十八年三月十七日農林水産省告示第八百一十一号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三條第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九條の規定により、通知の内容を早川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十八年四月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡早川町塩之上字屋根下一四六〇、二四六一、字栗山一四二四、字日向二四七九、二四八〇	西田妙子
南巨摩郡早川町塩之上字外長坂一五八三から一五八七まで、一五八九から一五九四まで、一五九七、一六〇一、一六〇五、一六一三、一六一七から一六一九まで	望月稔
南巨摩郡早川町塩之上字外長坂一六〇七から一六一〇まで	望月照

南巨摩郡早川町塩之上字内長坂一六二九の一、一六二九の二	望月喜時
南巨摩郡早川町塩之上字日向二五三二、二五三三の内一	望月宗利
南巨摩郡早川町京ヶ島字上ノ山二二六一	齊藤澈郎
南巨摩郡早川町京ヶ島字上ノ山二二八二の一	齊藤登、望月徳一
南巨摩郡早川町京ヶ島字上ノ山二二六〇	齊藤登
南巨摩郡早川町京ヶ島字播磨沢二一八九、二一九二、二一九二の二、二二〇〇、二二二一八	望月孝明
南巨摩郡早川町京ヶ島字播磨沢二二二二	京島永安
南巨摩郡早川町京ヶ島字播磨沢二二二九、二二三〇	望月孝明、京島永安
南巨摩郡早川町京ヶ島字播磨沢二二四五	深沢とよ、齊藤宗慶
南巨摩郡早川町京ヶ島字播磨沢二二四九	笠井恒明、望月政幸
南巨摩郡早川町西之宮字西山一一八七の内二、一一八七の内三	望月健一
南巨摩郡早川町奈良田字焼山一〇五七の内一、字大崩ノ沢一〇五九の内一、字幕休場一〇六〇の内一	小林勇、深沢安富、深沢勇、深沢宇三郎、深沢勝巳、深沢金治、深沢甲子、深沢茂、深沢新一、深沢隆好、深沢忠雄、深沢常晴、深沢歳夫、深沢久雄、深沢福義、深沢文吉、深沢邦芳、深沢政博、深沢正文、深沢義孝、深沢昇

平成二十八年四月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所

通知の相手方

南巨摩郡早川町保字大双里一九二七	近藤けさ古
南巨摩郡早川町保字大双里一九三〇	近藤吉太郎、望月希典
南巨摩郡早川町保字大双里一九二五の一	近藤知安
南巨摩郡早川町保字登須良峰二二四五	望月兵作
南巨摩郡早川町保字登須良峰二二五三	辻昭和
南巨摩郡早川町雨畑字ハゲタ山四五五の三	望月きみ
南巨摩郡早川町京ヶ島字播磨沢一七七八、一七七八の内一から一七七八の内七まで	望月八左卫門ほか三名
南巨摩郡早川町高住字栃原山八三七、八四〇	望月鬼子次郎
南巨摩郡早川町高住字栃原山八五八の一	望月あき
南巨摩郡早川町小縄字松下平五〇八	望月元三良
南巨摩郡早川町小縄字平松二七三	望月きみ江
南巨摩郡早川町赤沢字桂島一三一八の一	望月常五郎
南巨摩郡早川町赤沢字桂島一三一九の一	望月直治郎

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
早川町（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

南巨摩郡早川町保字肩背一八四一

望月福也

南巨摩郡早川町保字大双里一九二七

近藤けさ古

南巨摩郡早川町保字大双里一九三〇

近藤吉太郎、望月希典

南巨摩郡早川町保字大双里一九二五の一

近藤知安

南巨摩郡早川町保字登須良峰二二四五

望月兵作

南巨摩郡早川町保字登須良峰二二五三

辻昭和

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
早川町（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 保安林の指定施業要件変更の告示  
平成二十八年三月十七日農林水産省告示第八百十二号
- 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を早川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

次のとおりとする。  
 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。）  
 四 保安林の指定施業要件変更の告示  
 平成二十八年三月十七日農林水産省告示第八百十三号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を早川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。  
 平成二十八年四月二十八日

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方  
 山梨県知事 後 藤 齋

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡早川町西之宮字茅山三五六の二	望月誠一
南巨摩郡早川町湯島字沼一二三の二（次の図に示す部分に限る。）	荒居一之助、荒居義富、高崎茂、中村澄雄、深沢栄信、深沢要、深沢基、深沢重成、深沢宗吉、深沢治郎、深沢善包、深沢孝雄、深沢武智、深沢忠義、深沢ちえ、深沢勉、深沢直幸、深沢信男、深沢政雄、深沢正男、深沢正和、深沢正志、深沢正行、深沢実、深沢陽、深沢義論、深沢義富、松野弘暉、湯泉英丸、湯泉正孝、湯泉正文、荒居莫、荒居貞良、湯村武基、深沢照勝
南巨摩郡早川町湯島字道ヶ島一一六の二三三	荒居貞良
南巨摩郡早川町湯島字道ヶ島一一六の二三三	湯村武基

南巨摩郡早川町保字夫がれ一九〇の一	望月希典
-------------------	------

二 保安林として指定された目的  
 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施業要件変更の告示  
 平成二十八年三月十七日農林水産省告示第八百十四号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を早川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。  
 平成二十八年四月二十八日

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方  
 山梨県知事 後 藤 齋

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡早川町雨畑字ハゲタ山四五五の一（次の図に示す部分に限る。）四五五の二	望月きみ
南巨摩郡早川町雨畑字大久保山四五六、四五六の内	天野源七

南巨摩郡早川町保字肩背一八六二	奥垣内高義
南巨摩郡早川町保字肩背一八五五	望月一照、望月幸吉
南巨摩郡早川町保字肩背一八五三、一八五四	望月昭二
南巨摩郡早川町保字肩背一八四八、字夫がれ一九一	望月武文
南巨摩郡早川町湯島字道ヶ島一六の乙一内九	深沢陽
南巨摩郡早川町湯島字道ヶ島一六の乙一内八	荒居貞良
南巨摩郡早川町湯島字道ヶ島一六の乙一内一〇	深沢手工
南巨摩郡早川町湯島字道ヶ島一六の一一八 三三	深沢武次郎
南巨摩郡早川町大原野字南山二五九七の乙、字塩島	川口良子
南巨摩郡早川町大原野字南山二五八七	深沢行彦
南巨摩郡早川町雨畑字大久保山四六五	望月源三郎
南巨摩郡早川町雨畑字大久保山四七七	天野松一
—	—

南巨摩郡早川町保字肩背一八八三	小林小六
南巨摩郡早川町保字肩背一八六八	小林小六、望月希典
南巨摩郡早川町保字肩背一八六六	望月ヲコウ
南巨摩郡早川町保字肩背一八六四	廣沢嘉兵
南巨摩郡早川町保字肩背一八六九、字夫がれ一九〇 三	川口源作、高橋三朗、望月三穂、近藤國太郎、近藤貞一、近藤曆清、桶川透重、保泉傳十郎、望月一喜、望月龜太郎、望月喜觀、望月金十郎、望月金太郎、望月兼安、望月敏則、望月清、望月善次、望月善清、望月賴知、望月忠重、望月徳重、望月七之助、望月秀政、望月福太郎、望月福督、望月法太郎、望月義昭、近藤義金、谷沢善市、望月廣作、近藤知安、望月兵作、望月道則
南巨摩郡早川町保字夫がれ一九〇四の一	近藤國太郎、近藤貞一、近藤曆清、桶川透重、保泉傳十郎、望月一喜、望月龜太郎、望月喜觀、望月金十郎、望月金太郎、望月兼安、望月敏則、望月清、望月善次、望月善清、望月賴知、望月忠重、望月徳重、望月七之助、望月秀政、望月福太郎、望月福督、望月法太郎、望月義昭、近藤義金、谷沢善市、望月廣作、近藤知安、望月兵作、望月道則、望

南巨摩郡早川町保字肩背一八五八、一八七二	近藤知安	月階平、望月逸平、望月尋匡、望月松次
南巨摩郡早川町保字夫がれ一九〇五	望月兵作、望月信雄	
南巨摩郡早川町保字夫がれ一九〇六	望月兵作、望月詮丸	
南巨摩郡早川町保字肩背一八七四、字夫がれ一八九 二の一	近藤六郎	
南巨摩郡早川町保字肩背一八八三	望月福也	
南巨摩郡早川町保字肩背一八六五の一	望月義明、望月道則	
南巨摩郡早川町保字肩背一八六五の二から一八六五 の四まで	望月義明、望月道則、望月橋 平	
南巨摩郡早川町保字肩背一八六一	望月道則	
南巨摩郡早川町保字夫がれ一九〇一の一、一九〇九	望月希典	
南巨摩郡早川町保字夫がれ一八九八	望月喜三郎	
南巨摩郡早川町保字夫がれ一八九九、一九〇八、一 九一一	望月秀男	
南巨摩郡早川町保字肩背一八五九、一八七六、一八 八一、字夫がれ一九一〇	望月廣作	

二 保安林として指定された目的

南巨摩郡早川町塩之上字居平一一一五 七六	望月今一	指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡早川町塩之上字居平一一一五	望月三男、無限責任五箇村塩 之上負債整理組合		
南巨摩郡早川町塩之上字神坂一六七九	望月市作		
南巨摩郡早川町塩之上字神坂一六八〇、一六八二、 一七四八、一七四九、字川戸尻一七六〇	斉藤芳政		

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

四 保安林の指定施業要件変更の告示  
平成二十八年三月十七日農林水産省告示第八百十五号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を早川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。  
平成二十八年四月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方



南巨摩郡早川町塩之上字神坂一七四七、字川戸尻一七五九	大野信虎
南巨摩郡早川町笹走字桑原二七七	望月與作
南巨摩郡早川町笹走字桑原二八一	遠藤肇
南巨摩郡早川町笹走字桑原二八〇の一	雲外寺
南巨摩郡早川町笹走字深沢八二九から八三七まで、八三八の一、八三八の二	望月和良
南巨摩郡早川町笹走字深沢八四三	望月孝
南巨摩郡早川町笹走字暖所七七〇	望月ひろ糸
南巨摩郡早川町笹走字暖所七七五、七七九	遠藤正三
南巨摩郡早川町笹走字暖所七八〇	望月寅吉
南巨摩郡早川町小縄字下垣外五三六	望月虎雄
南巨摩郡早川町小縄字下垣外五三三の一、字松下平五〇九	望月元三郎
南巨摩郡早川町小縄字東沢三六四、三六五	望月正晴
南巨摩郡早川町西之宮字西山一一八八の一、一一九二の内一九	辻正時
南巨摩郡早川町西之宮字西山一一八八の二、一一九二の一五、一一九二の三一	望月誠一

南巨摩郡早川町西之宮字西山一九二の内一	辻嘉十郎、辻龜作、辻作藏、辻太平、辻長右卫門、辻延晴、辻正六、辻よ祿、望月喜代藏、望月武永、望月友次郎、望月夏太良、望月正義、山中勝五郎、辻五一
南巨摩郡早川町西之宮字西山一九二の二三	望月清策
南巨摩郡早川町西之宮字西山一九二の二四、一九二の内二〇、一九二の内三九	望月健一
南巨摩郡早川町西之宮字西山一九二の二六、一九二の六五、一九二の六六、一九二の内四一	辻俊一
南巨摩郡早川町西之宮字西山一九二の三四、一九二の内二四、一九二の内三七	辻晃幸
南巨摩郡早川町西之宮字西山一九二の内一七	望月憲芳、望月光子
南巨摩郡早川町西之宮字西山一九二の内二七	豊國産金株式会社
南巨摩郡早川町西之宮字西山一九二の内四〇	望月三恵子
南巨摩郡早川町赤沢字襲子一三〇〇、一三〇二	望月一雄
南巨摩郡早川町赤沢字襲子一三〇五	伊藤妙子、望月國宗、望月光國
南巨摩郡早川町赤沢字襲子一三〇一の一、一三〇八	望月勝義
南巨摩郡早川町赤沢字襲子一三〇九の一	望月當
南巨摩郡早川町千須和字玉原一九九〇	遠藤はつ、遠藤今朝光

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

早川町(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

早川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施設要件変更の告示

平成二十八年三月十七日農林水産省告示第八百十六号

● 農用地利用配分計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第一号)第十八条第一項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により、公告する。

平成二十八年四月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 農用地利用配分計画

賃借権の設定等を受ける者	氏名又は名称 居住し、又は所在する市区町村	賃借権の設定等を受ける土地	所在	面積(平方メートル)
杉山 成江	甲府市	西八代郡市川三郷町大塚 字下河原六百八番一		九九七

保坂 直樹	甲府市	笛吹市御坂町成田字山ノ 神二百五十五番一外二筆	一、三三九
三神 陽一	甲府市	中央市成島字二又七百六 十九番外一筆	一、七〇〇
秋山 英治	都留市	都留市中津森字はしりう て道上二百一番外一筆	二、五二五
羽田 武	都留市	都留市夏狩字御所海戸十 九番一外五筆	二、六〇〇
中野 忠雄	都留市	都留市十日市場字馬場舟 三百二十七番二外一筆	六九五
武井 利彦	山梨市	山梨市東後屋敷字西新居 八十八番	一、九二一
株式会社ロー ンファーム 山梨	山梨市	山梨市三ヶ所字榎田二百 二十番一外一筆	一、三六六
木村 高夫	山梨市	山梨市三ヶ所字木戸五百 二十六番	一、五七六
三枝 正規	山梨市	山梨市大工字東原二千百 五十六番外一筆	七五一
雨宮 光久	山梨市	山梨市一町田中字前田百 十二番一	九二五
	山梨市	山梨市上神内川字原林七 百七十四番一外三筆	一、二三三

窪田 英文	山梨市	山梨市南字長窪 二千二百三十七番外三筆	二、一五六
小林 英樹	山梨市	山梨市南字南山二千九十二番	三、二三七
望月 勝	山梨市	山梨市下栗原字松ノ木田百九十五番一	五九七
中村 仁	山梨市	山梨市牧丘町隼字細窪二千零八番	一、三八九
バイザナ農事組合法人	山梨市	甲州市勝沼町中原字落合五千三百八十番	六、二〇八
金丸 榮三	南アルプス市	南アルプス市中野字日影千三百九十一番一	六二〇
長谷部 野歩	南アルプス市	南アルプス市西野字南原二千五百八十三番一	二、七九一
農事組合法人南アルプス e d	南アルプス市	南アルプス市在家塚字神ノ木八百六十番一外二筆	一、二二九
農事組合法人いずみそば組合	北杜市	北杜市大泉町西井出字小岩清水四千七十一番	一、八二四
		北杜市大泉町谷戸字方城三千百五十一番一外一筆	二、〇八二
		北杜市大泉町谷戸字米山九千三十二番	二、九六二

中村 孝洋	笛吹市	笛吹市一宮町新巻字権現	一、六二七
青木 信一	笛吹市	笛吹市一宮町小城字羽々百二十八番一外八筆	三、四九八
風間 博文	笛吹市	笛吹市八代町竹居字上竹居千七百五十五番	六一八
出原 涉	笛吹市	笛吹市八代町竹居字上竹居千七百五十五番外十一筆	五、四四四
高野 晃	笛吹市	笛吹市八代町永井字大清水二十七番一	四五九
近藤 慎吾	甲斐市	中央市高部字明治四百三十番一	四五六
中巨摩東部農業協同組合	甲斐市	中央市成島字壱町田五百九十七番一	九五五
大和田 貞二	北杜市	北杜市高根町小池字前田三百二番	一、八八〇
農事組合法人三分一そば組合	北杜市	北杜市長坂町白井沢字空峠三千五百七十三番七外十五筆	一、四七七
		北杜市長坂町白井沢字松之木田三百五番外十七筆	二〇、五一六
		北杜市大泉町谷戸字金生二百九十五番外一筆	二、〇九一
		北杜市大泉町西井出字宮地千六百六十番外一筆	二、七七一

岡田 希	笛吹市	堂百七十八番一外二筆	一、七六三
北村 学	笛吹市	笛吹市一宮町竹原田字中原町千七百九十六番一外三筆	一、九二四
上野原ゆうきの輪合同会社	上野原市	笛吹市御坂町金川原字方八丁三百四番二外四筆	四、五七三
雨宮 洋一	甲州市	上野原市鶴川字竹ノ鼻二百十三番外十一筆	二、〇四一
平山 幸一	甲州市	甲州市塩山上粟生野字寛頭慮五百七十九番一	六九二
渡辺 崇紀	甲州市	甲州市勝沼町小佐手字横落二百四十番一	四五八
KCS株式会社	中央市	甲州市勝沼町小佐手字横落二百四十番一	一、二二三
たつみ農園株式会社	中央市	中央市成島字中田千二百二十八番	六、〇三九
一般財団法人南アルプスふるさと活性化財団	南巨摩郡早川町	中央市成島字中田千二百二十六番一外五筆	二、〇六九
	南巨摩郡早川町	南巨摩郡早川町葉袋字下平二千六百二番外一筆	九六一

塩澤 正己	南巨摩郡富士川町	南アルプス市西南湖字上河原百二十六番外二筆	四、七三八
菊島 史登	中巨摩郡昭和町	笛吹市境川町藤袋字中帯石千四百八十八番外五筆	二、三五三
サミット株式会社	東京都杉並区	北都留郡丹波山村字成畑七百二十六番一外二筆	一、四二七
荒川 範保	埼玉県坂戸市	山梨市下栗原字御岳堂九百三十五番外三筆	二、〇二二

(詳細は、省略し、その関係書類を山梨県農政部担い手・農地対策室に備え置いて縦覧に供する。)

二 認可年月日

平成二十八年四月二十二日

● 土地改良区役員の変更及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、野牛島土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成二十八年四月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	藤巻 宏憲	南アルプス市野牛島一八三六	平成二十八年四月五日
	藤巻 清文	野牛島二〇八二	
	中島 寛光	野牛島二〇三六	
	中島 忠彦	野牛島一九六五	
	中島 富夫	野牛島一八九九	

二 就任

理事	役職名	氏名	住所	就任年月日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
篠原義彦	氏名	南アルプス市野牛島二〇二八	住所	平成二十八年四月十日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
清水利久	同	野牛島一八六〇	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
金丸實	同	野牛島四一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
藤巻清	同	野牛島二二四	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
清水文夫	同	上高砂一〇二二	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
清水肇	同	野牛島一七九一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
齊藤寛樹	同	上高砂二一〇八	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
清水俊郎	同	六科一五五九	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
中島仁	同	野牛島一八九二	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
中島勉	同	野牛島一九四二	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
中島正秀	同	野牛島一九九一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
望月洋暢	同	野牛島二〇四四	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
中島俊男	同	野牛島二六一〇	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
大芝利彦	同	野牛島二〇七〇	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
齊藤博	同	野牛島二二一八	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
藤巻宏憲	清水賢重	藤巻英徳	清水誉士	戸澤聡	中島映也	中島正明	中島秀樹	中島勝人	中島一仁	大芝久	中島光彦	中島佳仁	中島力	中島立	中島浩司	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
野牛島一八三六	上高砂一〇二九	上高砂九九三	野牛島一五三八	六科一五五七一	野牛島一八七五	野牛島一九一六	野牛島一九四四	野牛島二〇三一	野牛島二〇四二	野牛島二〇六九	野牛島二二四〇	野牛島二二二二	野牛島一九七	野牛島一九八五	野牛島二一九六	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	藤巻 清文	同	野牛島二〇八二	同
同	中島 忠彦	同	野牛島一九六五	同

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年四月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年三月七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号又は名称 天野建設株式会社
  - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡忍野村内野四千六百十二番地
  - 3 代表者の氏名 破産管財人 八巻佐知子
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二六）第一八八二号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年二月二十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年四月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年三月七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号又は名称 株式会社加藤土建
  - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市桃園二百八十八番地
  - 3 代表者の氏名 加藤一嗣
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二三）第四三〇七号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年三月三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年四月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年三月七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号又は名称 株式会社サイエンス設備
  - 2 主たる営業所の所在地 甲府市西下条町九百十八番地
  - 3 代表者の氏名 破産管財人 井上昌幸
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二七）第七六四一号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年二月二十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年四月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年三月十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号又は名称 株式会社サンビューティ開発
  - 2 主たる営業所の所在地 都留市つる一丁目十八番二十号
  - 3 代表者の氏名 飯島秀明
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二三）第七一三三三号
- 四 処分の内容 土木工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年三月九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年四月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年三月二十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号又は名称 深沢工務店
  - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡富士川町最勝寺百二十一番地
  - 3 代表者の氏名 深澤勇
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二三）第五三三九号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年三月二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年四月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年三月二十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号又は名称 橘田燃料住設店
  - 2 主たる営業所の所在地 甲府市太田町三十番十一号
  - 3 代表者の氏名 橘田真貴
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二四）第九七〇六号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年三月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により国土地理院の

長から次のとおり基本測量の実施を終わつた旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 測量の種類 基本測量（機動観測）
- 二 測量の地域 富士吉田市及び南都留郡鳴沢村
- 三 測量の期間 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

● 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量の実施を終わつた旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 測量の種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正測量及び「国土広域情報」修正測量）
- 二 測量の地域 山梨県全域
- 三 測量の期間 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年四月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
  - 南都留郡富士河口湖町小立字西京良原四八三二の一、四八三三の一、四八三四、四八三五、四八二六、四八二七、四八二八、四八二九、四八三〇の一、四八三〇の二、四八三一の一、四八三二の一、四八三三、四八三四、四八三五、四八三六、四八三七の一、四八三八、四八三九、四八四〇、四八四一、四八四二及び四八四三の一部の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

富士吉田市長吉田二丁目五番一号 富士急行株式会社 取締役社長 堀内 光一郎

● 使用料の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成二十八年四月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 委託の相手方  
上野原市上野原三千八百三十二番地 上野原市
- 二 委託に係る使用料  
山梨県立ゆずりはら青少年自然の里の使用料
- 三 委託の期間  
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

### 教育委員会

#### ● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十八年四月二十八日

山梨県総合教育センター

所長 深 澤 眞 悟

- 一 落札に係る役務等の名称及び数量  
名称 山梨県教育情報ネットワークシステム保守業務委託  
数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地  
(二)(一) 名称 山梨県総合教育センター  
所在地 山梨県笛吹市御坂町成田一四五六
- 三 落札者を決定した日 平成二十八年三月二十五日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所  
(二)(一) 名称 株式会社サンテレコム  
住所 山梨県甲府市中央二丁目十三番二号
- 五 落札金額 六千五百三十四万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に

よる公告を行った日 平成二十八年二月八日

#### ● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十八年四月二十八日

山梨県総合教育センター

所長 深 澤 眞 悟

- 一 落札に係る役務等の名称及び数量  
名称 情報処理技術者業務委託  
数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地  
(二)(一) 名称 山梨県総合教育センター  
所在地 山梨県笛吹市御坂町成田一四五六
- 三 落札者を決定した日 平成二十八年三月二十五日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所  
(二)(一) 名称 株式会社甲府情報システム  
住所 山梨県中央市流通団地二 五 一
- 五 落札金額 四千八百九十八万八千八百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 平成二十八年二月八日

### 人事委員会

● 平成二十八年年度山梨県職員採用試験（大学卒業程度）の実施について  
平成二十八年年度山梨県職員採用試験（大学卒業程度）を次のとおり実施する。  
平成二十八年四月二十八日

山梨県人事委員会

委員長 中 矢 恵 三



1 試験職種及び採用予定人員等

試験区分	試験職種	採用予定人員	職務内容
大学卒業程度	行政Ⅰ	65名程度	県の各機関に勤務し、一般行政事務に従事する。
	行政Ⅱ	2名程度	
	警察行政	5名程度	県警察の各機関に勤務し、警察行政事務に従事する。
	社会福祉Ⅱ	4名程度	主に福祉施設等で利用者（児童）の生活支援等の業務や、児童相談所等で心理判定等の業務に従事する。
	薬剤師	2名程度	主に薬事・毒物及び食品衛生等に関する監視等の業務に従事する。
	農業	6名程度	主に農業の振興、農業経営の指導援助、農業技術の普及指導・試験研究等の業務に従事する。
	林業	7名程度	主に森林・林業の振興、林業経営・技術の普及指導、県有林の経営管理、造林事業、治山・林道事業、試験研究等の業務に従事する。
	土木	8名程度	主に道路、河川、都市計画等の事業に関する企画、設計、施工管理等の業務に従事する。
	農業土木	3名程度	主に農業農村整備事業に関する企画、設計、施工管理等の業務に従事する。
	建築	1名程度	主に県庁舎、県立学校等の県有施設の設計・工事監理、建築指導等の業務に従事する。
	電気	1名程度	主に発電所、県有施設等の電気設備に関する企画、設計、施工管理、保守管理等の業務に従事する。
	保健師	1名程度	主に精神・母子・老人保健、健康づくり、難病・感染症予防対策等の業務に従事する。
	建築設備	1名程度	主に県庁舎、県立学校等の県有施設に係る建築設備の設計・工事監理等の業務に従事する。
	研究（化学）	1名程度	山梨県工業技術センター等に勤務し、主に化学に関する研究等の業務に従事する。

2 受験資格

(1) 受験できる者

ア 昭和56年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者（薬剤師については、昭和56年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者）

イ 平成7年4月2日以降に生まれた者（薬剤師については、平成5年4月2日以降に生まれた者）で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者若しくは平成29年3月までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者

※ 「これと同等以上の学力があると認める者」については、山梨県職員の給与に関する規則（昭和32年山梨県人事委員会規則第7号）別表第四の基準学歴区分の「一 大学卒」に規定する学歴免許等の資格を有する者とする。

ただし、次の試験職種については、それぞれの資格・免許を必要とする。

試験職種	資格・免許
社会福祉Ⅱ	社会福祉主事、児童指導員若しくは社会福祉士の資格を有する者又は平成29年3月31日までに資格を有することとなる者（※）
薬剤師	薬剤師の免許取得者又は平成29年において最初に実施される薬剤師国家試験により当該免許取得見込みの者
保健師	保健師の免許取得者又は平成29年において最初に実施される保健師国家試験により当該免許取得見込みの者

※社会福祉主事、児童指導員、社会福祉士の資格は次のとおりとする。

- ①社会福祉主事・大学等で厚生労働大臣の指定する科目を3科目以上修めて卒業した者
  - ・厚生労働大臣の指定養成機関又は講習会の課程を修了した者
- ②児童指導員・山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例（平成24年山梨県条例第63号）第59条に該当する者（以下のいずれかに該当する者）
  - ア 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
  - イ 社会福祉士の資格を有する者
  - ウ 精神保健福祉士の資格を有する者
  - エ 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - オ 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者
  - カ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - キ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - ク 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの
  - ケ 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、知事が適当と認めたもの

コ 三年以上児童福祉事業に従事した者であって、知事が適当と認めたもの

③社会福祉士・厚生労働大臣の行う「社会福祉士試験」に合格した者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。

ア 日本国籍を有しない者（保健師は除く。）

イ 地方公務員法第16条に該当する者(以下のいずれかに該当する者)

・成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

・山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※保健師のうち、日本国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

### 3 試験案内及び受付期間・時間

(1) 試験案内開始日

平成28年5月16日（月）

(2) 受付期間

ア 持参及び郵送の場合

・平成28年5月16日（月）から平成28年6月1日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

・郵送の場合は、平成28年6月1日（水）までの消印があるものに限り受け付ける。

イ インターネットによる申込の場合

・平成28年5月16日（月）から平成28年5月25日（水）まで

・平成28年5月25日（水）は午後5時15分までに受信したものに限り受け付ける。

(3) 受付時間

・午前8時30分から午後5時15分まで（インターネットによる申込の場合は、期間中常時受付）

## 4 試験日及び試験会場

区分	試験日	試験会場
第1次試験	平成28年6月26日(日) (受付時間)午前8時30分から午前8時50分まで (受付場所)50周年記念館・クリスタルタワー南側	山梨学院大学 (甲府市酒折二丁目4-5)
第2次試験	第1回 平成28年7月10日(日)	山梨県職員研修所 (甲府市住吉二丁目1-17)
	第2回 平成28年7月30日(土)～8月7日(日) のうち指定する1日	

## 5 試験方法

区分	試験種目	配点	内 容
第1次試験	教養試験 (全試験職種) 【試験時間120分】	行政Ⅱ 以外 40点  行政Ⅱ 20点	公務員として必要な一般的知識及び知能について、五肢選択式による大学卒業程度の筆記試験を行う。 ・出題数50題のうち、知能分野(文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈)20題を必須解答し、知識分野(社会科学、人文科学、自然科学)30題中20題を選択解答する。
	専門試験 (行政Ⅱ以外) 【試験時間120分】	40点	各試験職種に応じた専門的知識、能力等について、五肢選択式による大学卒業程度の筆記試験を行う。(出題分野は別掲のとおり) ・行政Ⅰ及び警察行政は、五肢選択式により出題数50題のうち40題を選択解答する。 ・その他の試験職種は、五肢選択式により出題数40題を全問解答する。
	自己アピール試験 (行政Ⅱ) 【試験時間90分】	60点	自らの経験等から得た能力・実績についての記述式による試験を行う。
第2次試験	人物試験	140点	公務員として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについて適性検査を行う。
			社会性、貢献度、指導性等について集団討論を行う。 表現力、積極性、創造性等について個別面接(2回)を行う。
	論文試験 【試験時間90分】	20点	文章による表現力、構成力、課題に対する理解力等について記述式による試験を行う。
	身体検査	—	※平成28年度は、実施職種なし。
	資格調査	—	受験資格の有無、申込書記載事項の真否について調査を行う。

※ 第1次試験は活字印刷文(活字の大きさは10ポイント)により出題する。ただし、行政Ⅰ・Ⅱについては、受験者(視覚障害による身体障害者手帳の交付を受けている者に限る。)の事前申出により、別途拡大文字(大きさは12ポイント)で印刷された試験問題を使用することができる。

※ 第1次試験合格者は、教養試験及び専門試験(行政Ⅱの場合は、教養試験及び自己アピール試験)の合計得点の高い順、最終合格者は、第1次試験、第2次試験の合計得点の高い順に決定する。ただし、次の表に掲げる基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

区 分	試験種目	基 準
第1次試験	教養試験	得点が配点の3割未満の場合
	専門試験	得点が配点の3割未満の場合

なお、他の試験種目にもそれぞれ一定の基準があり、一つでも基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

※ 最終合格者を決定する際、最終合格ラインに得点が同点の者がいた場合には、第2次試験・人物試験の得点により合格者を決定し、なおも同点の場合は、第1次試験の合計得点により合格者を決定する。

## 6 合格者の発表

### (1) 合格発表日

- ア 第1次試験合格者発表 平成28年7月1日(金)  
イ 最終合格者発表 平成28年8月17日(水)

### (2) 合格発表の方法等

各試験の合格発表は、県庁の掲示板に受験番号を掲示するとともに合格者に書面で通知する。また、掲示内容は掲示後、山梨県ホームページに掲載する。

## 7 給与

採用試験に合格し採用される者の初任給(地域手当を含む。)は、約189,300円(平成28年4月1日現在)である。

採用される職種により、初任給が若干異なることがある。

初任給は、学歴その他採用前の経歴により一定の基準で加算される。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによる。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給される。

## 8 その他

(1) 資格・免許を必要とする試験職種にあつては、所定の期日までに資格・免許を取

得できない者は、採用候補者名簿から削除する。

- (2) 教養試験及び専門試験の例題及び正答番号並びに人物試験（集団討論）及び論文試験の課題の出題例は、山梨県ホームページに掲載するとともに、山梨県県民情報センターで閲覧等の用に供するものとする。
- (3) 詳細は、「平成28年度山梨県職員採用試験（大学卒業程度）試験案内」による。

(別掲) 専門試験出題分野

行政Ⅰ	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学（経済原論、経済政策、経済史）、財政学、経営学、社会政策、国際関係
警察行政	
社会福祉Ⅱ	社会福祉概論（社会保障を含む。）、社会学概論、心理学概論（社会心理学を含む。）、発達心理学、社会調査、疫学、保健統計学
薬剤師	物理・化学・生物、衛生、薬理、薬剤、病態・薬物治療、法規・制度
農業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般
林業	森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学、森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学
土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工
農業土木	数学、応用力学、水理学、測量、土壤物理、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物、材料・施工、農業機械、農学一般
建築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工
電気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学
保健師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論
建築設備	数学・物理、構造力学、環境原論、建築構造、建築計画、建築設備、建築施工、材料力学、流体力学、熱力学、機械力学・制御、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電力工学
研究（化学）	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学

# 監査委員

## 山梨県監査委員告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、次のとおり公表する。

平成二十八年四月二十八日

山梨県監査委員  
 小野 野 浩  
 小泉 久 司  
 渡邊 英 一  
 白壁 賢 一

定例監査（平成27年度上期分）

(1) 監査実施所属、監査実施日及び監査の結果は、平成27年11月30日発行（山梨県公報号外第68号）山梨県監査委員告示第8号のとおり

(2) 監査の結果、指摘事項及び指導事項があった所属が講じた措置の内容

監査対象所属 監査対象期間 監査実施日	知事政策局 秘書課 平成26年度 平成27年8月5日、8月28日	監査の結果 講じた措置
(指導事項) 1件 (契約1)	1) (発生源の検証結果) 実務担当者は、委託契約にあたり、委託期間の変更について出納局へ相談したものの、運用通知の規定を知らず、文書での協議を失念してしまつた。また、決裁過程での内部チェックにおいても、出納局長への協議が必要であることに気づく者がいなかった。 (今後の対応等) 課内の全職員に対し、改めて関係法令や条例、通知等を熟読し、事務手続きを怠ることのないよう指示をした。 また、事務手続きの徹底、チェック体制の強化を図るとともに、事務処理ミスのないよう常に意識をもつて業務にあたるよう注意した。 今後も、職場研修等の機会を通じ、会計事務に係る知識を深め、再発防止に努める。	

監査対象所属 監査対象期間 監査実施日	知事政策局 広聴広報課 平成26年度 平成27年8月7日、8月28日	監査の結果 講じた措置
(指導事項) 1件 (契約1)	1) (発生源の検証結果) 運用通知で定める期間より短い契約期間である場合において、出納局長への協議が必要であることについての認識が不足していた。 (今後の対応等) 長期継続契約にかかる運用通知の周知徹底を図り、適切な事務処理を行う。	
監査対象所属 監査対象期間 監査実施日	知事政策局 富士山保全推進課 平成26年度 平成27年8月6日、8月28日	監査の結果 講じた措置

<p>(指導事項) 1件 (契約1)</p> <p>1) 富士山5合目救護所運営事業請負の金額の変更を伴う変更契約書において、契約金額に不確定な要素が含まれる場合は、精算条項を設けるとともに契約金額(限度額)を明示し、予算内で契約が履行される内容とすべきであるが、当該内容を満たさない変更契約書となっていた。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>五合目救護所の運営開始後、救急搬送の際に、消防の要請により看護師が救急車に同乗し、搬送先の病院まで付き添う事案(以下「付き添い業務」という。)の発生が想定された。</p> <p>このため、搬送先の病院から五合目救護所まで戻ってくるための経費が新たに必要となり、それに伴う限度額の変更を行う際に、請負契約における精算条項の規定は好ましくないことなどから、付き添い業務に要する交通費相当額については明示しない契約書となった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>平成27年度においては、交通費相当額について変更契約を行った。</p> <p>平成28年度については、付き添い業務の取り扱いについて関係機関と連携する中で業務内容の見直しを行い、財務規則に沿った契約となるよう調整中である。</p>
--	---

<p>監査対象所属 企画県民部 企画課</p> <p>監査対象期間 平成26年度</p> <p>監査実施日 平成27年6月4日、7月21日</p> <p>監査の結果 監査の結果</p> <p>(指導事項) 2件 (給与1、物品1)</p> <p>1) 非常勤嘱託職員に係る所得税の源泉徴収事務において、扶養親族等の数に誤りがあり所得税を過大に控除していた。平成26年分については年末調整において全額還付済みであるが、1月以降も扶養親族等の数を訂正せず、必要のない控除を継続していた。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>所得税法において、所得者本人が障害者に該当する場合、本人を扶養親族として加算(扶養親族等の数1人の欄を使用)すべきところ、本人から提出された「平成26年分給与所得者の扶養控除等申告書」に記載が無かったこと及び担当者がその条項を知らなかったため、0人の欄を使用していた。</p> <p>平成26年分所得税について全額還付した後も扶養親族等の数を訂正せず、必要のない控除を継続していた理由については、当該職員が平成27年中でも障害者であるという事実確認は、平成27年の年末調整時に行うもの」と認識していた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>平成27年6月支給分からは適正な控除を行っており、徴収済みの所得税に關しては、年末調整で還付を行う。</p> <p>今後は所得税法の知識取得に努め、再発防止を図る。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>年度末の多忙期であったことで、担当が作成するのを先念していた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>検収調書については、適正に納品されたことを確</p>
---	---

<p>監査対象所属 企画県民部 情報政策課(情報産業振興室)</p> <p>監査対象期間 平成26年度</p> <p>監査実施日 平成27年6月1日、7月21日</p> <p>監査の結果 監査の結果</p> <p>(指導事項) 1件 (契約1)</p> <p>1) 長期継続契約の対象となる委託契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていないものがあった。</p>	<p>認し、作成済みである。</p> <p>今後は、財務規則等の知識取得に努めるとともに、複数の職員がチェックすることなどにより再発防止を図る。</p> <p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>委託業務の内容から長期継続契約の対象外であると捉えていたため、出納局長への協議を行っていないものがあった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>今後は、長期継続契約の対象とどうかを事前に相談することや、対象となった場合に単年度契約にするなどの異なった扱いを行う場合は出納局長へ協議することを徹底する。</p>
---	--

<p>監査対象所属 リニア交通局 交通政策課</p> <p>監査対象期間 平成26年度</p> <p>監査実施日 平成27年6月5日、8月6日</p> <p>監査の結果 監査の結果</p> <p>(指導事項) 1件 (支出1)</p> <p>1) 平成25年度山梨県鉄道輸送対策事業費補助金及び山梨県鉄道施設安全対策事業費補助金については、年度内の事業完了が困難となったため、補助対象事業者からの状況報告書に基づき、事故繰越の手続きを行った。補助対象事業者に対しては、年度終了実績報告書に基づき、年度終了実績報告書に基づき、事業完了予定日の変更を指示すべくであったが、年度終了実績報告書により、指示を行っていた。また、繰越予算の配当手続きが行われた4月1日付けで、事業完了予定日を変更するための指示を行っており、指示が遅延していた。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>平成22年3月17日付け出管第1287号の会計管理者、総務部長通知「山梨県財務規則の一部改正」の内容(事故繰越に係る知事への事前の手續きを廃止し、部長の権限で繰越しができることになった。)を了知していなかったため、財務規則第18条の2第1項の規定に基づき、平成26年4月28日付けの総務部長からの通知を待たうえて、平成26年5月12日に事業完了予定日の変更について指示を行った。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>今後は、平成22年3月17日付け出管第1287号の会計管理者、総務部長通知に基づき、事故繰越しによる事業完了予定日の変更指示を、4月1日付けで行い、年度が変わった時点から事業執行に支障がないよう事務手続きを行う。今後は、担当内で相互に確認し再発防止に努める。</p>
--	--

監査対象所属	総務部 人事課
監査対象期間	平成26年度
監査実施日	平成27年7月30日、8月27日
監査の結果	監査の結果
	講じた措置



1) 扶養手当の認定において、扶養親族のうち1人の支給額が加算されていたが、扶養親族簿による認定・確認が行われていなかった。

2) 通勤手当の認定において、通勤届の提出年月日、受理年月日及び届出に理由が生じた日に日付を記入することとなっていたが、未記入のまま手当が認定されていたものがあった。また、決定事項欄の任命権者確認決定欄に日付が記入されていないものがあつた。

3) 長期継続契約の対象となる委託契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていないものがあつた。

1) (発生原因の検証結果)  
人給システム及び給与明細から該当職員の手当額が増額になっていることを確認したものの、年度初めで業務多忙であったため、扶養親族簿への記載を失念してしまつた。  
(今後の対応策等)  
該当する職員の手当額については再度確認を行い、増額時期及び手当額について間違いがないことを確認した。

2) (発生原因の検証結果)  
「提出年月日」、「届出の理由が生じた日」については、担当職員が日付の記載漏れを見落としていたため、対象職員に記載するよう指示することができなかったことが原因であり、「受理年月日」、「確認年月日」については、担当職員が記載することを失念していたことが原因である。  
(今後の対応策等)  
日付の記載がされていなかった通勤届については、通勤手当額とその開始時期が適当であるか、昨年度の人事異動状況等から再度確認を行い、間違いがないことを確認した。また、各所属の庶務担当者に対し、職員の通勤届を提出する際には、「提出年月日」、「届出の理由が生じた日」を必ず記載するよう依頼した。

3) (発生原因の検証結果)  
当該委託業務を開始した年度には協議したが、毎年度協議を行わなければならないことの引継が不十分であったことによる。  
(今後の対応策等)  
出納局との協議について、翌年度以降の契約事務に適切に反映されるよう引継書に記載した。今後は、当該内容について、適切に引き継がれるよう業務手順等を整理する。

監査対象所属	総務部 職員厚生課
監査対象期間	平成26年度
監査実施日	平成27年7月29日、8月27日
監査の結果	謹じた措置

(指導事項) 2件 (収入1、契約1)  
1) 歳入について、次のおとり収入未済があつた。  
恩給の過払い金  
通年度分 先教 1件 824,200円

2) 特別管理産業廃棄物収集・運搬、処分委託基本契約書に基づく業務において、平成27年3月31日に収集された3月分について、対象物の処分完了が4月1日であるにもかかわらず、収集運搬業者に引き渡した日である3月31日付けで検査・検収が行われていた。

1) (今後の対応策等)  
平成25年10月4日、債務者死亡のため、保証人(債務者の妻)や債務者の相続人の中から相続放棄を行っていない者に対し電話や訪問による督促を行い、収入未済の解消に向けて取り組む。

2) (発生原因の検証結果)  
契約内容を十分把握していなかったため、特別管理産業廃棄物が収集された時点で契約が履行されたものと勘違いして処理していた。  
(今後の対応策等)  
特別管理産業廃棄物の収集日を毎月月末としていたが、収集から処分までの日数を勘案して毎月20日に改めた。今後は、担当リーダ者をチェック担当者として関係書類を十分確認させることで再発防止に努める。

監査対象所属	総務部 財政課
監査対象期間	平成26年度
監査実施日	平成27年7月29日、8月27日
監査の結果	謹じた措置

(指導事項) 1件 (契約1)  
1) 長期継続契約の対象となる委託契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていないものがあつた。

1) (発生原因の検証結果)  
平成25年度から保守管理を業者に依頼。少額で随契であつたため、長期継続契約の締結を失念していた。  
平成28年度以降、委託先と協議して長期継続契約の締結を検討。  
(今後の対応策等)  
平成28年4月1日より3年間(平成30年度まで)の長期継続契約を締結予定。  
今後は、長期継続契約に係る運用通知の周知徹底を図り、適切な事務処理を行う。

監査対象所属	総務部 管財課
監査対象期間	平成26年度
監査実施日	平成27年7月24日、8月27日
監査の結果	謹じた措置

(指導事項) 1件 (契約1)  
1) 単年度契約である機械警備委託契約について、契約書に長期継続契約であると記載されているものがあつた。また

1) (発生原因の検証結果)  
今回指導対象となつた契約については、1年間の単年度契約であつたものを、契約書には長期継続契

た、支出負担行為の費用年度区分が長期継続契約となっているものがあつた。

約である旨を記載し、併せて支出負担行為の費用年度区分についても長期継続としていた。

本件は、本来複数年度の長期継続契約が締結できるものを、当該ビルの利活用・処分等の見込みから契約期間を1年とする契約にするための出納局への協議を行っていたことから、実質単年度契約であるにも関わらず、当該協議をもって長期継続契約として認識し処理していた。

(今後の対応策等)  
指導事項については、課内で情報共有するとともに、支出負担行為の同いチェック表に長期継続契約に係るチェック項目を新たに設け、同様の事例が生じないようチェック体制を確立した。

監査対象所属	総務部 私学文書課
監査対象期間	平成26年度
監査実施日	平成27年7月29日、8月27日
監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項) 2件 (収入1、契約1)</b></p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。 県立大学授業料 過年度分 先数3件 803,700円</p> <p>2) 契約期間が翌年度にまたがる総合的行政文書管理システム用サーバー・機器等の借入れに係る賃貸借契約について、契約書に「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく長期継続契約である旨等を示す条項の記載がなかつた。</p>	<p>1) (今後の対応策等) 平成22年4月の県立大学の法人移行時に引き継いだ未収授業料の内残り3件は、未納者が遠方に在住しており、既に授業料未納により除籍処分となっていることなどから、収納が困難となつており、指導後、未納者又は保証人に電話で連絡し納付を促す等、督促を行つており、今後も引き続き収納に向け督促を行う。</p> <p>2) (発生日の検証結果) 当該契約は、平成27年1月～平成27年6月(6ヶ月)という短い期間であつたため、「長期継続契約」という認識に欠けてしまつていた。「年度をまたがる」ということに注意すべきであつた。 (今後の対応策等) 現在の長期継続契約について必要な文言が記載されていることを確認し、今回のケースを各課員に情報提供し注意喚起を図つた。</p>

監査対象所属	総務部 市町村課
監査対象期間	平成26年度
監査実施日	平成27年7月31日、8月27日
監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項) 1件 (契約1)</b></p> <p>1) 長期継続契約の対象となる委託契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用</p>	<p>1) (発生日の検証結果) 住民基本台帳ネットワークシステムのSE保守点検業務委託の対象となる業務端末のリースについては、平成22年度に、平成22年6月1日から平成</p>

用について」の通知に基づき出納局長への協議が行われていないものがあつた。

27年5月31日までを契約期間とする長期継続契約を締結した。これに併せて、業務端末のSE保守点検業務委託契約も長期継続契約にすべきであつたが、長期継続契約の運用について熟知しておらず、平成22年度から平成27年度までの間、単年度契約を締結してしまつた。

(今後の対応策等)  
業務端末のリースについては、平成28年度、長期継続契約として契約の更新を行うため、これに併せて、SE保守点検業務委託についても、長期継続契約を締結する。

今後も業務端末のリースに係るSE保守点検業務委託等については、長期継続契約の知照業務となるかどうかを確認するとともに、運用通知に基づいた適切な事務が行われるよう、引継書の中にしつかりと記述する。

監査対象所属	福祉保健部 福祉保健総務課 (監査指導室)
監査対象期間	平成26年度
監査実施日	平成27年7月3日、8月10日
監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項) 2件 (収入1、契約1)</b></p> <p>1) 介護福祉士等修学資金返還金の収入未済について、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に定められた督促状の発行が、納期限後20日以内に行われていないものがあつた。</p> <p>2) 長期継続契約の対象となる委託契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていないものがあつた。</p>	<p>1) (発生日の検証結果) 以前から、納期限を過ぎた場合であっても、電話連絡により納入されていたため、この事例においても、電話連絡により納入の意思及び納入時期が確認できたことから、督促状を発行してはなかつた。 (今後の対応策等) 今後、同様な事例が生じた場合は、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に基づき、電話連絡により納入の意思や納入時期が確認できた場合であっても、督促状を発行する。</p> <p>2) (発生日の検証結果) 生活保護システム保守点検業務等委託契約については、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について(通知)」があつた平成17年度以降も長期継続契約が締結されていなかったことから、長期継続契約の対象外であると認識していたため、出納局への協議は行わなかつた。 生活保護等版レセプト管理システム保守委託契約は、平成23年度に締結されたが、生活保護システム保守点検業務等委託契約と同様に長期継続契約の対象外であると認識していた。また、同システムは、クラウドサービスの導入の可能性(変更契約)があつたことから、長期継続契約の対象外と認識し、出納局への協議を行わなかつた。 (今後の対応策等) 今後は、「山梨県長期継続契約を締結することがで</p>

監査対象所属	福祉保健部 福祉保健総務課 (監査指導室)
監査対象期間	平成26年度
監査実施日	平成27年7月3日、8月10日
監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項) 2件 (収入1、契約1)</b></p> <p>1) 介護福祉士等修学資金返還金の収入未済について、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に定められた督促状の発行が、納期限後20日以内に行われていないものがあつた。</p> <p>2) 長期継続契約の対象となる委託契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていないものがあつた。</p>	<p>1) (発生日の検証結果) 以前から、納期限を過ぎた場合であっても、電話連絡により納入されていたため、この事例においても、電話連絡により納入の意思及び納入時期が確認できたことから、督促状を発行してはなかつた。 (今後の対応策等) 今後、同様な事例が生じた場合は、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に基づき、電話連絡により納入の意思や納入時期が確認できた場合であっても、督促状を発行する。</p> <p>2) (発生日の検証結果) 生活保護システム保守点検業務等委託契約については、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について(通知)」があつた平成17年度以降も長期継続契約が締結されていなかったことから、長期継続契約の対象外であると認識していたため、出納局への協議は行わなかつた。 生活保護等版レセプト管理システム保守委託契約は、平成23年度に締結されたが、生活保護システム保守点検業務等委託契約と同様に長期継続契約の対象外であると認識していた。また、同システムは、クラウドサービスの導入の可能性(変更契約)があつたことから、長期継続契約の対象外と認識し、出納局への協議を行わなかつた。 (今後の対応策等) 今後は、「山梨県長期継続契約を締結することがで</p>

きる契約を定める条例の運用について(通知)に基づき、適切な事務処理を行う。

監査対象所属	福祉保健部 長寿社会課
監査対象期間	平成26年度
監査実施日	平成27年6月30日、8月10日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 4件 (収入2、物品1、契約1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①高齢者居室等整備資金償還金 過年度分 先数 14件14,241,930円 ②高齢者居室等整備資金利子収入 過年度分 先数 14件 2,235,358円	1) (今後の対応策等) 平成28年1月末日現在の回収状況は、以下のとおり。 ①高齢者居室等整備資金償還金 過年度分 先数14件 13,869,430円 (372,500円収納) ②高齢者居室等整備資金利子収入 過年度分 先数14件 2,212,158円 (23,200円収納) 引き続き、滞納者への文書や電話での督促、面談などを行い、未収金の回収に努める。 2) (発生原因の検証結果) 委託契約時において、異及び受託者の実務担当者が事務処理の詳細を定めた事務委託取扱要領の内容を十分に確認していなかった。 (今後の対応策等) 平成27年7月分から「受託徴収金及び支出金計算書」の提出を受け、毎月の歳入状況を確認し収納管理の徹底を期す。 3) (発生原因の検証結果) 子算科目が備品購入費となっていたため、この科目で支払うことが正しいものと担当者が認識し、形がなくダウンロードして使用するソフトウェアは使用料及び賃借料で支出するものであることを理解していなかった。 (今後の対応策等) 今後は、支出対象となるものに照らして適正な科目で支出するよう、起案者・チェック担当者のいずれの立場でも十分に確認を行う。 4) (発生原因の検証結果) 実務報告書の確認時に、異及び受託者の実務担当者の確認が不十分であった。 (今後の対応策等) 受託者との間で、今後は実務報告書への研修時間の記載を徹底することを確認した。
2) 高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金貸付事務委託において、受託先から「徴収事務委託及び支出事務委託取扱要領」に定める「受託徴収金及び支出金計算書」が提出されておらず、適切な収納管理がされていなかった。	
3) 介護保険指定機関管理システムのサーバ移行に係るライセンス料の支出科目について、使用料及び賃借料とすべきところ備品購入費として支出されていた。	
4) 主治医研修事業委託契約書に基づいて開催される研修は、1回につき3時間以上行うと定められているが、実績報告書に、実施された研修時間について、十分な記載がなかった。	

監査対象所属	福祉保健部 国保保護課
監査対象期間	平成26年度
監査実施日	平成27年7月2日、8月10日

監査の結果 講じた措置

(指導事項) 1件 (契約1)  
1) 長期継続契約の対象となる委託契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づき出納局長への協議が行われていないものがあった。  
1) (発生原因の検証結果)  
長期継続契約に対する理解が不十分であり、当該契約を単年度契約により執行する際には、出納局長への協議が必要であることを把握していなかった。  
(今後の対応策等)  
来年度以降は、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づき、出納局長に対して、年度末に翌年度の単年度契約の締結に係る協議を行う。

監査対象所属	福祉保健部 子育て支援課
監査対象期間	平成26年度
監査実施日	平成27年7月1日、8月10日
監査の結果	講じた措置

(指導事項) 2件 (収入1、支出1)  
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。  
【一般会計】  
①児童福祉施設入所児童保護者負担金  
過年度分 16,054,788円  
平成26年度分 5,254,493円  
合計 先数 146件 21,309,278円  
②雑入  
(児童入所施設等措置費過払い金返還金)  
過年度分 先数 2件 108,440円  
③雑入 (児童扶養手当の過払い等の返納金)  
過年度分 5,247,220円  
平成26年度分 351,390円  
合計 先数 25件 5,598,610円  
【母子父子寡婦福祉資金特別会計】  
①母子福祉資金貸付金償還金  
過年度分 2,752,561円  
平成26年度分 17,600円  
合計 先数 6件 2,770,161円  
②母子福祉資金貸付金償還金  
過年度分 先数 1件 66,273円  
③母子福祉資金貸付金償還金  
過年度分 先数 4件 104,346円  
④寡婦福祉資金貸付金償還金  
過年度分 30,600円  
平成26年度分 61,200円  
合計 先数 1件 91,800円

1) (今後の対応策等)  
現在、収入未済金の回収のため、次の措置を継続実施している。  
ア 電話による納入指導  
イ 文書による納入指導  
ウ 訪問による納入指導  
エ 債務承認書の徴収または一部債務の納付による消滅時効の中断措置  
オ 個々の状況に応じた納付方法(分割納付)の採用等  
カ 滞納処分のための財産調査(児童入所施設保護者負担金に限る)  
キ 各保健福祉事務所を対象とした債権管理担当者研修会の開催(母子父子寡婦福祉資金に限る)  
今後収入未済の回収に努めるとともに、債権管理の適正化を図る。  
平成27年度収入未済額(平成28年1月未現在)  
【一般会計】  
①児童入所施設保護者負担金  
過年度分 15,177,265円  
平成26年度分 5,178,493円  
合計 先数 145件 20,355,758円  
②雑入(児童入所施設等措置費返還金)  
平成22年度分 先数 2件 108,440円  
③雑入(児童扶養手当の過払い等の返納金)  
過年度分 4,918,220円  
平成26年度分 336,390円  
過年度分 先数 24件 5,254,610円  
【母子父子寡婦福祉資金特別会計】  
①母子福祉資金貸付金償還金  
過年度分 2,747,561円

監査対象所属	福祉保健部 子育て支援課
監査対象期間	平成26年度
監査実施日	平成27年7月1日、8月10日
監査の結果	講じた措置

平成26年度分 17,600円 合計 先数 6件 2,765,161円 ②母子福祉資金貸付金償還金利子 過年度分 先数 1件 66,273円 ③母子福祉資金貸付金違約金 過年度分 先数 4件 104,346円 ④障害福祉資金貸付金償還金 過年度分 0円 平成26年度分 45,900円 合計 先数 1件 45,900円	2) 借借物品であるやまなし子育てネット用機器の借上料の支出科目について、使用料及び賃借料とすべきところ委託料として支出されていた。
平成26年度分 17,600円 合計 先数 6件 2,765,161円 ②母子福祉資金貸付金償還金利子 過年度分 先数 1件 66,273円 ③母子福祉資金貸付金違約金 過年度分 先数 4件 104,346円 ④障害福祉資金貸付金償還金 過年度分 0円 平成26年度分 45,900円 合計 先数 1件 45,900円	2) (発生原因の検証結果) 担当者が支出科目について確認し、サーパス貸付と併せて保守管理業務がある場合については、委託費からの支出としていた。 (今後の対応策等) サーパスの使用が主となる契約であり、契約更新時に使用料及び賃借料からの支出とする。

福社保健部 障害福祉課	平成26年度
監査対象期間	平成27年6月30日、8月10日
監査実施日	監査の結果

<p>(指導事項) 3件 (収入2、契約1) があった。</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>①児童措置費負担金 過年度分 175,560円 平成26年度分 135,060円 合計 先数 1件 310,620円</p> <p>②児童福祉施設総務費負担金 (短期入所食費負担) 過年度分 先数 4件 32,376円 平成26年度分 264,000円 合計 先数6件 1,779,200円</p> <p>③児童福祉施設総務費負担金 (心身障害者扶養共済掛金) 過年度分 1,515,200円 平成26年度分 264,000円 合計 先数6件 1,779,200円</p> <p>④児童福祉施設総務費負担金 (心身障害者扶養共済年金返還金) 過年度分 先数1件 140,000円 平成26年度分 先数 14件 14,226,390円</p> <p>⑤在宅重度心身障害者居室整備資金 利子収入 過年度分 先数 14件 1,986,040円 平成26年度分 先数 11件</p>	<p>1 (今後の対応策等)</p> <p>① 滞納者に対し、納付の依頼を行っており、過年度分より毎月、順次納付を得ている。今後とも納付が滞らないよう、毎月、納付を求める。 ※ 平成28年1月末現在の未収金状況《1月までに納付された額》 ・過年度分(25年度以前) 43,560円 《132,000円》 ・26年度分 121,200円 《13,860円》 合計 164,760円 《145,860円》</p> <p>② 滞納者に対し、改めて納付書を送付し、1名より5,964円の納付があった。他の滞納者3名についても、引き続き、収納に努める。 ※ 平成28年1月末現在の未収金状況《1月までに納付された額》 ・過年度分 26,412円 《1件 5,964円》</p> <p>③ 滞納している加入者や家族に対して、文書や電話による督促や自宅を訪問し説明を行うことにより、過年度分19,200円、平成26年度分264,000円、合計283,200円の納入があった。 今後も定期的に督促等を行うことにより、納入を促す。 ※ 平成28年1月末現在の未収金状況《1月までに納付された額》 ・過年度分 1,496,000円 《19,200円》 ・平成26年度 0円 《264,000円》 ④ 文書、訪問などにより、未収金の回収に努める。</p>
---	--

389,499円	<p>※ 平成28年1月末現在の未収金状況《1月までに納付された額》 ・過年度分 先数1件 140,000円 《0円》</p> <p>⑤ 事務の委託をしている山梨県社会福祉協議会とともに、借受人や連帯保証人等に対し、ヒアリングを行い、償還を求める。 ※ 平成28年1月末現在の未収金状況《1月までに納付された額》 ・過年度分 先数14件 14,122,260円 《104,130円》</p> <p>⑥ 事務の委託をしている山梨県社会福祉協議会とともに、借受人や連帯保証人等に対し、ヒアリングを行い、償還を求める。 ※ 平成28年1月末現在の未収金状況《1月までに納付された額》 ・過年度分 先数14件 1,981,120円 《14,920円》</p> <p>⑦ 滞納者に対し、電話で督促を行うとともに、市町村から支給される医療費助成金を償還に充てることにより、計251,858円の償還があった。 滞納が残る4件については、引き続き上記方法により、未収金の回収を行う。 ※ 平成28年1月末現在の未収金状況《1月までに納付された額》 ・過年度分 137,641円 《251,858円》</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 貸付、収納業務を県社会福祉協議会に委託しているが、県の債権管理台帳と県社協の台帳は一致している。債権者からの収納データが県社協から県に送付され、収納する際の連携ミスで差異が発生したと考えられるが、財務会計システムと台帳との整合を行っていないため、発見できなかった。なお、差違については、当時の財務書類が残っていないため、検証が困難な状況である。 (今後の対応策等) 正しい債権額に測定を修正する。(修正方法について出納局と協議済み。) 今後は財務会計システムと台帳のチェックを行い再発防止に努める。</p> <p>3) (発生原因の検証結果) 協議を行っていない該当の契約が次のシステム保守の2契約であった。而契約とも26年度は、マイナンバーの対応、制度変更対応等により、保守内容の変更が想定されるため単年度契約としたが、「山梨県長期継続契約を締結することができるとする契約を定める条例の運用について」の通知内容をよく把握していなかったため、出納局長に協議せずに単年度契約を締結していた。 1 特別児童扶養手当システム保守業務 2 障害福祉サービス指定事業者等管理システム</p>
----------	--

3) 長期継続契約の対象となる委託契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができるとする契約を定める条例の運用について」の通知に基づき出納局長への協議が行われていないものがあった。